

日本国憲法の理念実現をめざすたたかいにむけた特別決議

憲法は国内法の最高法規であり、英語の Constitution の語源をたどると「成り立ち・構造」を意味する。憲法は対外的にはその国のあり方を示す最高外交文書とも言われている。これまで平和憲法として世界に広く認知され、わたしたち市民が厳然と護り、理念の実現をめざしてきた、その日本国憲法が今、危機に直面している。

安倍政権はこの間、平和主義や基本的人権をふみにじり、99条・憲法擁護義務を蔑ろにし、21条・知る権利に違反する特定秘密保護法や、9条・戦争放棄に違反する安保関連法、さらには19条・思想・良心の自由に違反する共謀罪を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法を次々に強行採決してきた。その上、政府は不誠実な答弁や文書改ざん等で国会を軽視し続けてきた。私たちは、憲法を遵守せず、民主主義を愚弄し続けている安倍政権を断じて容認することはできない。

現在、改憲勢力が衆参ともに3分の2を超え、自民党憲法改正推進本部は「自衛隊の9条への明記」「緊急事態条項の創設」「参議院の合区解消」「教育の充実」の改憲4項目を示している。そして安倍政権は未だ改憲への意欲を持ち続け、一方的に改憲発議を目論み、その準備をすすめている。日教組は引き続き広範な市民との連携をすすめて、憲法理念を蔑ろにする発議をさせないとりくみをさらに強化していく。

平和と教育の危機は常に同時にやってくる。これまで時の為政者が戦争にひた走るとき、平和と教育を表裏一体として扱ってきた歴史がある。このような状況の中、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げてたたかってきた日教組の運動は、その重要性を増している。私たちは今こそ戦争にむかう改憲を阻止し、平和と民主教育を確実に引き継いでいかなければならない。そのためにはまずは改憲勢力を少数に追い込むことが重要である。

来年の統一自治体選挙に続く参議院議員選挙において平和と民主教育を守り抜き、日本国憲法の理念実現をめざす日政連候補予定者「みずおか俊一」の勝利にむけて、組織の総力をあげてとりくむ。

以上、決議する。

2018年7月23日
日本教職員組合 第161回中央委員会